

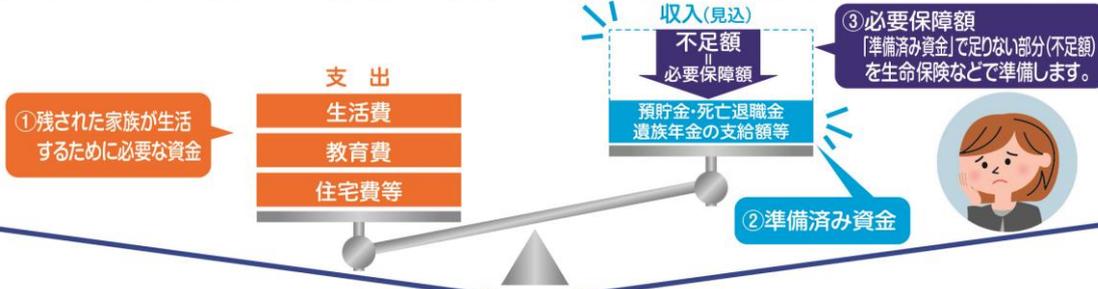
団体定期保険

<こども特約・年金払特約付>

「万一(死亡)」の場合の必要保障額については、このように考えてみてはいかがでしょうか。

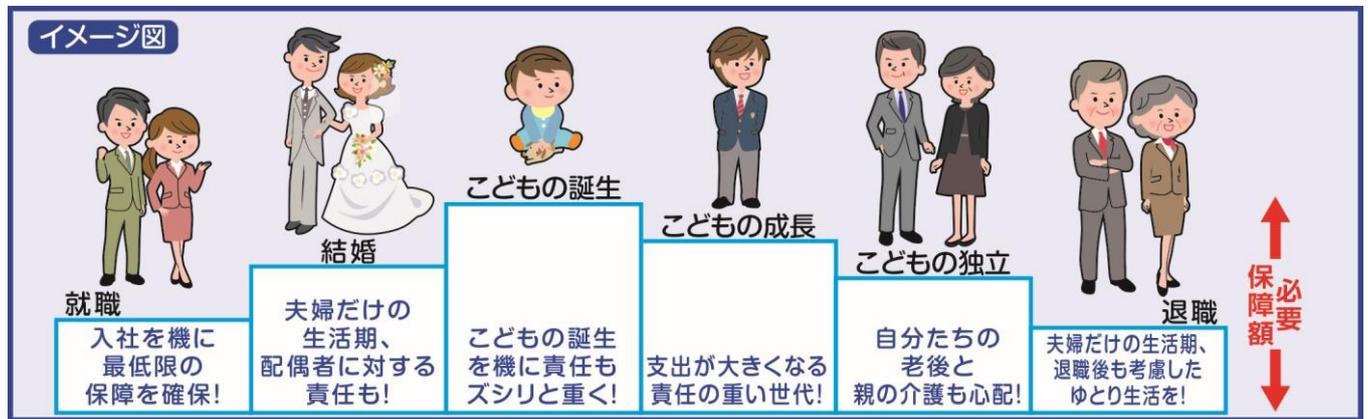
①残された家族が生活するために必要な資金 — ②準備済み資金 = ③必要保障額

あなたが「万一(死亡)」の場合に、困る人がいます



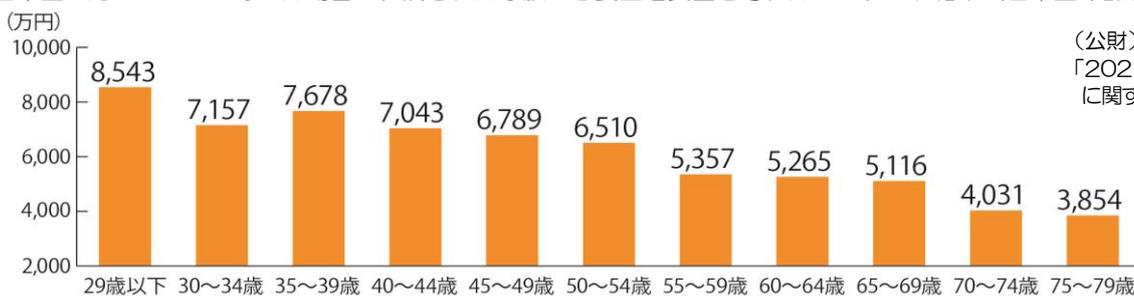
※この他、想定していなかった出費に備え、予備費を準備することも考えられます。

ライフステージによって変化する必要保障額



万一(死亡)の場合の家族の必要生活資金総額

世帯主に万一のことがあった場合に、残された家族の必要生活資金を尋ねたアンケート結果(世帯主年齢別)



(公財) 生命保険文化センター / 「2021(令和3)年度 生命保険に関する全国実態調査」

年齢や家族構成等に応じて、また、身のまわりの様々なリスクを想定して、保障を準備しましょう。

お子さまの教育費

お子さまの成長とともに、教育費もふくらみます。

たとえば
公立小・中学校→私立高校→私立大学(文法政経
商系・昼間部・自宅通学)の場合

約 **1,083** 万円

万一のために
しっかり
備えないとね。



文部科学省 / 「令和3年度 子供の学習費調査」
「令和3年度 私立大学入学者に係る初年度学生納付金
平均額」
(独) 日本学生支援機構 / 「令和2年度 学生生活調査」

葬儀にかかる費用

お葬式代などの負担は？

葬儀費用合計
平均
約 **133.1** 万円

葬儀費用の準備も必要ね。



※葬儀費用、飲食費用、返礼品、お布施(寺院
などの御礼)の平均の合計額です。
(株) 鎌倉新書 / 「第5回お葬式に関する全国調査(2022年)」

任意加入部分

契約概要

契約の内容等に関する重要な事項のうち、特に確認いただきたい事項を記載しています。
加入（増額）の前に内容を確認・了承のうえ、お申込みください。

保険の名称

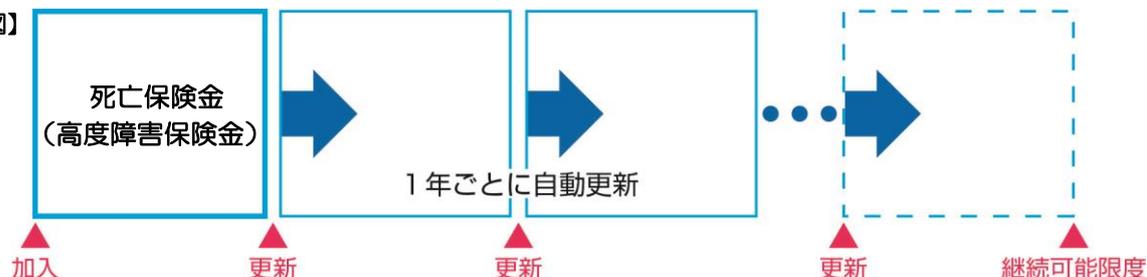
団体定期保険

特約：団体定期保険こども特約、団体定期保険年金払特約、団体定期保険健康経営割引特約

保険のしくみ

- 死亡や所定の高度障害状態の保障を準備します。
- 団体が保険契約者となり、福利厚生制度の一環として運営されます。被保険者の加入状況や福利厚生制度の変更等により、契約内容が変更されたり制度自体が継続できなくなる場合があります。
- 保険期間は1年ですが、更新により下記の「責任開始日・保険期間」に記載の継続可能限度まで継続して加入できます。
- 保険料を払い込みいただく期間は保険期間と同じです。

【イメージ図】



新規加入（増額）できる方【加入資格】（年齢は2025年9月1日（更新日）時点の年齢）

本人	満15歳6か月超、満70歳6か月以下の役員・従業員（契約社員・長期パートを含む）・再雇用者
配偶者	満18歳以上、満70歳6か月以下の本人の戸籍上の配偶者
こども	満2歳6か月超、満22歳6か月以下の本人が扶養しているこども （健康保険法に定める被扶養者の範囲のうち子に関する規定を準用します）

- 本人・配偶者ともにエプソングループ従業員である場合は、お二人とも本人としてお申込みください。
- 健康状態によっては、加入（増額）できない場合があります。
- 支払事由に該当されていても加入資格のない方には保険金は支払われません。
加入後に加入対象者でなくなった場合には、表紙のお問い合わせ・書類提出先までご連絡ください。
- 配偶者・こどものみの加入はできません（本人の加入が条件です）。
- こどもを加入させる場合は、加入資格を満たすこども全員について同一保険金額でお申込みください。

責任開始日・保険期間

責任開始日	2025年9月1日 （注）増額の場合、増額部分の責任開始日です。
保険期間	責任開始日～2026年8月末日 原則、毎年自動的に更新されます。
継続可能限度	以下の年齢を迎えた保険期間の最終日 本人・配偶者 満85歳6か月 こども 満22歳6か月 （注）脱退事由（P5の「制度からの脱退等」参照）に該当した場合は継続できません。

保障内容【支払事由】

保険金は**いずれも保険期間中（責任開始日以後）に支払事由に該当した場合に支払われます。**

実際のお支払いは、保険金のお支払いの請求を受け、引受保険会社において個別に判断されます。

（注1）保険金が支払われない場合は、P23の「6.保険金をお支払いできない場合（団体定期保険）」を確認ください。

（注2）保険金の請求の権利は、3年間請求がないときは消滅します。

死亡保険金	死亡した場合
高度障害保険金	責任開始日以後のケガまたは病気により所定の高度障害状態（P10の【別表1】参照）になった場合

【ご注意】「死亡保険金」と「高度障害保険金」は、いずれかが支払われた場合、重複して支払われません。

受取人

被保険者	受取人	
	死亡保険金	高度障害保険金
本人	被保険者が指定した方（被保険者ご自身以外）	被保険者ご自身
配偶者		
子ども	本人（主たる被保険者）	

（注1）原則、第三者（親族以外の方）を死亡保険金受取人とすることはできません。

（注2）遺言により死亡保険金受取人を変更することはできません。

■本人・配偶者の死亡保険金受取人の変更は、死亡保険金の支払事由発生前であればお申出により変更することができます。

■死亡保険金の支払事由発生前に死亡保険金受取人が死亡し、変更されていないときは、被保険者死亡時に生存している約款に定める順位（下表参照）の高い方になります。

【約款に定める順位】

第一順位	被保険者の戸籍上の配偶者	第二順位	被保険者の戸籍上の子（子が死亡している場合には、その直系卑属）		
第三順位	被保険者の父母	第四順位	被保険者の祖父母	第五順位	被保険者の兄弟姉妹

同順位の方が2人以上の場合は、その人数によって死亡保険金を等分します。

制度からの脱退等

■お申出により制度から脱退することができます。

（注）制度から脱退されると、その時点からこの保険による保障等の一切の権利がなくなります。ただし、保険料が払い込まれた期間の最終日までは保障します。

■次の脱退事由に該当した場合には制度から脱退いただくことになります。

■本人

死亡した場合、高度障害保険金が支払われた場合など

■配偶者・子ども

死亡した場合、高度障害保険金が支払われた場合、本人が脱退した場合、本人と離婚した場合（配偶者）、本人との扶養関係がなくなった場合（子ども）（※）など

（※）更新日時点で被保険者としての資格があることもは、その更新日を含む保険期間中は継続できます。

■加入資格の喪失等により脱退される場合、2年以上継続して加入していた方は、所定の条件のもと新たな告知や診査を省略して第一生命の個人保険に加入できます（脱退時の年齢によっては、加入できない場合があります）。ただし、加入できる保険は、第一生命所定の保険となります。詳細はP9をご覧ください。

保障金額・保険料表

【ご注意】記載の本人（在職者・退職者）・配偶者の保険料は概算保険料です。

★配偶者は満18歳～保険年齢35歳（1990.3.2～2007.9.1生）

	保障金額	保険料（月額）									
		死亡保険金額 または 高度障害 保険金額	保険 年齢	16-35歳	36-40歳	41-45歳	46-50歳	51-55歳	56-60歳	61-65歳	66-70歳
				1990.3.2～ 2010.3.1生 ★	1985.3.2～ 1990.3.1生	1980.3.2～ 1985.3.1生	1975.3.2～ 1980.3.1生	1970.3.2～ 1975.3.1生	1965.3.2～ 1970.3.1生	1960.3.2～ 1965.3.1生	1955.3.2～ 1960.3.1生
配偶者	300万円	男性	264円	339円	462円	841円	1,025円	1,255円	1,836円	2,773円	
		女性	168円	285円	351円	559円	892円	1,034円	1,140円	1,539円	
	500万円	男性	440円	565円	770円	1,403円	1,709円	2,092円	3,061円	4,622円	
		女性	280円	475円	585円	932円	1,487円	1,724円	1,900円	2,565円	
	800万円	男性	704円	904円	1,232円	2,244円	2,734円	3,348円	4,897円	7,395円	
		女性	448円	760円	936円	1,491円	2,380円	2,758円	3,040円	4,104円	
	1,000万円	男性	880円	1,130円	1,540円	2,806円	3,418円	4,185円	6,122円	9,244円	
		女性	560円	950円	1,170円	1,864円	2,975円	3,448円	3,800円	5,130円	
	1,500万円	男性	1,320円	1,695円	2,310円	4,209円	5,127円	6,277円	9,183円	13,866円	
		女性	840円	1,425円	1,755円	2,796円	4,462円	5,172円	5,700円	7,695円	
	2,000万円	男性	1,760円	2,260円	3,080円	5,612円	6,836円	8,370円	12,244円	18,488円	
		女性	1,120円	1,900円	2,340円	3,728円	5,950円	6,896円	7,600円	10,260円	
	2,500万円	男性	2,200円	2,825円	3,850円	7,015円	8,545円	10,462円	15,305円	23,110円	
		女性	1,400円	2,375円	2,925円	4,660円	7,437円	8,620円	9,500円	12,825円	
	3,000万円	男性	2,640円	3,390円	4,620円	8,418円	10,254円	12,555円	18,366円	27,732円	
		女性	1,680円	2,850円	3,510円	5,592円	8,925円	10,344円	11,400円	15,390円	
本人（在職者・退職者）	3,500万円	男性	3,080円	3,955円	5,390円	9,821円	11,963円	14,647円	21,427円	32,354円	
		女性	1,960円	3,325円	4,095円	6,524円	10,412円	12,068円	13,300円	17,955円	
	4,000万円	男性	3,520円	4,520円	6,160円	11,224円	13,672円	16,740円	24,488円	36,976円	
		女性	2,240円	3,800円	4,680円	7,456円	11,900円	13,792円	15,200円	20,520円	
	4,500万円	男性	3,960円	5,085円	6,930円	12,627円	15,381円	18,832円	27,549円	41,598円	
		女性	2,520円	4,275円	5,265円	8,388円	13,387円	15,516円	17,100円	23,085円	
	5,000万円	男性	4,400円	5,650円	7,700円	14,030円	17,090円	20,925円	30,610円	46,220円	
		女性	2,800円	4,750円	5,850円	9,320円	14,875円	17,240円	19,000円	25,650円	
	5,500万円	男性	4,840円	6,215円	8,470円	15,433円	18,799円	23,017円	33,671円	50,842円	
		女性	3,080円	5,225円	6,435円	10,252円	16,362円	18,964円	20,900円	28,215円	
	5,800万円	男性	5,104円	6,554円	8,932円	16,274円	19,824円	24,273円	35,507円	53,615円	
		女性	3,248円	5,510円	6,786円	10,811円	17,255円	19,998円	22,040円	29,754円	

	保障金額	保険料（月額）		
		死亡保険金額 または 高度障害 保険金額	保険 年齢	3-22歳
				2003.3.2～ 2023.3.1生
こども	100万円	男女 共通	70円	
	200万円		140円	
	300万円		210円	
	400万円		280円	

健康経営割引が適用されています。

本人・配偶者の保険料は、健康経営割引特約による割引を適用した保険料です。

【健康経営割引特約に伴うご注意】

- 割引適用の判定は毎年の更新時に行い、所定の条件を満たさない場合には割引は適用されなくなります。
- 特約の正式名称は団体定期保険健康経営割引特約です。

(注1) 保険料は毎年の更新時に見直され、変更されることがあります。

(注2) 記載の年齢は保険年齢です。保険年齢は2025年9月1日（更新日）時点の満年齢で計算し、1年未満の端数は6か月以下を切り捨て、6か月超を切り上げます。

(注3) 配偶者・こどもの保険金額は、本人の保険金額以下で選択してください。

(注4) こどもを加入させる場合は、加入資格を満たすこども全員について同一保険金額でお申込みください（保険料表に記載のこどもの保険料は一人あたりの金額です）。

(注5) 上記に記載のないご年齢や保障金額の保険料については、表紙の「お問い合わせ・書類提出先」にお問い合わせください。

保険料（月額）									
71歳	72歳	73歳	74歳	75歳	76歳	77歳	78歳	79歳	80歳
1954.3.2~ 1955.3.1生	1953.3.2~ 1954.3.1生	1952.3.2~ 1953.3.1生	1951.3.2~ 1952.3.1生	1950.3.2~ 1951.3.1生	1949.3.2~ 1950.3.1生	1948.3.2~ 1949.3.1生	1947.3.2~ 1948.3.1生	1946.3.2~ 1947.3.1生	1945.3.2~ 1946.3.1生
4,176円	4,620円	5,136円	5,733円	6,441円	7,272円	8,256円	9,417円	10,755円	12,270円
2,043円	2,277円	2,550円	2,853円	3,180円	3,552円	3,984円	4,509円	5,142円	5,898円
6,960円	7,700円	8,560円	9,555円	10,735円	12,120円	13,760円	15,695円	17,925円	20,450円
3,405円	3,795円	4,250円	4,755円	5,300円	5,920円	6,640円	7,515円	8,570円	9,830円
11,136円	12,320円	13,696円	15,288円	17,176円	19,392円	22,016円	25,112円	28,680円	32,720円
5,448円	6,072円	6,800円	7,608円	8,480円	9,472円	10,624円	12,024円	13,712円	15,728円
13,920円	15,400円	17,120円	19,110円	21,470円	24,240円	27,520円	31,390円	35,850円	40,900円
6,810円	7,590円	8,500円	9,510円	10,600円	11,840円	13,280円	15,030円	17,140円	19,660円
20,880円	23,100円	25,680円	28,665円	32,205円	36,360円	41,280円	47,085円	53,775円	61,350円
10,215円	11,385円	12,750円	14,265円	15,900円	17,760円	19,920円	22,545円	25,710円	29,490円
27,840円	30,800円	34,240円	38,220円	42,940円	48,480円	55,040円	62,780円	71,700円	81,800円
13,620円	15,180円	17,000円	19,020円	21,200円	23,680円	26,560円	30,060円	34,280円	39,320円
34,800円	38,500円	42,800円	47,775円	53,675円	60,600円	68,800円	78,475円	89,625円	102,250円
17,025円	18,975円	21,250円	23,775円	26,500円	29,600円	33,200円	37,575円	42,850円	49,150円
41,760円	46,200円	51,360円	57,330円	64,410円	72,720円	82,560円	94,170円	107,550円	122,700円
20,430円	22,770円	25,500円	28,530円	31,800円	35,520円	39,840円	45,090円	51,420円	58,980円
48,720円	53,900円	59,920円	66,885円	75,145円	84,840円	96,320円	109,865円	125,475円	143,150円
23,835円	26,565円	29,750円	33,285円	37,100円	41,440円	46,480円	52,605円	59,990円	68,810円
55,680円	61,600円	68,480円	76,440円	85,880円	96,960円	110,080円	125,560円	143,400円	163,600円
27,240円	30,360円	34,000円	38,040円	42,400円	47,360円	53,120円	60,120円	68,560円	78,640円
62,640円	69,300円	77,040円	85,995円	96,615円	109,080円	123,840円	141,255円	161,325円	184,050円
30,645円	34,155円	38,250円	42,795円	47,700円	53,280円	59,760円	67,635円	77,130円	88,470円
69,600円	77,000円	85,600円	95,550円	107,350円	121,200円	137,600円	156,950円	179,250円	204,500円
34,050円	37,950円	42,500円	47,550円	53,000円	59,200円	66,400円	75,150円	85,700円	98,300円
76,560円	84,700円	94,160円	105,105円	118,085円	133,320円	151,360円	172,645円	197,175円	224,950円
37,455円	41,745円	46,750円	52,305円	58,300円	65,120円	73,040円	82,665円	94,270円	108,130円
80,736円	89,320円	99,296円	110,838円	124,526円	140,592円	159,616円	182,062円	207,930円	237,220円
39,498円	44,022円	49,300円	55,158円	61,480円	68,672円	77,024円	87,174円	99,412円	114,028円

保険料について

- 毎月の給与から控除します（9月に支給される給与から控除を開始）。
- 保険料表に記載の本人（在職者・退職者）・配偶者の保険料は概算保険料（月額）です。確定保険料は申込締切後に算出します。**
こどもの保険料は確定保険料（月額）で一人あたりの金額です。
- 概算保険料と確定保険料の差額は、更新月から3か月以内に精算します。
- 保険料は毎年更新時に見直されます。
- 保険料は、将来、制度の改定等によっても変わることがあります。**

保険金の年金受取

保険金支払の際に受取人からの請求にもとづき、保険金の全部または一部で年金基金を設定し、年金基金より年金をお支払いする仕組みです。死亡保険金・高度障害保険金は、一時金（一括受取）に代えて「年金」での受け取りが可能です（こどもの保険金は年金での受け取りはできません）。

（注）このお取り扱いには、保険金の受取方法に関するものです。年金の種類・型、最低年金額、最低年金基金額等には一定の制限があります。また、今後取扱内容が変更されたり、お取り扱い自体がなくなる場合があります。

配当金

- 毎年保険契約ごとに収支計算を行い剰余金が生じた場合に、各引受保険会社の保険金支払実績等にもとづき支払われます。
- 将来お支払いする配当金は変動し、0（ゼロ）となる可能性もあります。
- 保険期間の途中で脱退した場合、その脱退事由にかかわらず配当金は支払われません。

引受保険会社

（2025年1月1日時点）

第一生命保険株式会社を引受保険会社とする生命保険契約です。

引受保険会社および引受割合は変更されることがあります。

【引受保険会社（引受割合）】

第一生命保険株式会社（100%）〒100-8411 東京都千代田区有楽町1-13-1 TEL：03-3216-1211（大代表）

主な税法上の取扱（この保険について想定される一般的なお取り扱いです）

■保険料

本人の支払った保険料は一般生命保険料控除の対象となります。（対象となるのは実質負担額です。配当金があればそれを差し引きます。）（所得税法第76条、地方税法第34条・第314条の2）

■死亡保険金

◇本人の死亡によって相続人が受け取る保険金（保険料を本人が負担していたもの）は相続税の対象となり、所定の非課税枠があります。非課税枠は、他に死亡保険金があった場合にはそれらを合算して適用されます。（相続税法第3条・第12条）

◇配偶者・こどもの死亡によって本人（主たる被保険者）が受け取る保険金は一時所得として所得税の対象となります。（所得税法第34条、所得税基本通達34-1）

■高度障害保険金

非課税となります。（所得税法施行令第30条、所得税基本通達9-21）

（注）税務のお取り扱いについては、2023年11月時点の法令等にもとづいたものであり、将来的に変更されることもあります。変更された場合には変更後のお取り扱いが適用されますのでご注意ください。詳細については、税理士や所轄の税務署等に確認ください。

退職時点で団体定期保険に加入されている方は退職時に下記の1・2どちらかのコースが選択できます。

1. 団体定期保険の継続保障コース

- 継続資格は生協退職者組合員に加入していることです。
- 退職後の新規加入（増額）はできません。
- 配偶者・こどものみの継続はできません（本人の継続が条件です）。
- 継続可能限度はP4の「責任開始日・保険期間」に記載の継続可能限度と同様です。（P5の「制度からの脱退等」に記載の脱退事由に該当した場合は脱退となります。）
- 継続できる保険金額は退職時点の保険金額以下とし増額はできません。
P6、7の「保障金額・保険料表」は一部抜粋となりますので、記載のないご年齢や保障金額の保険料については、表紙の「お問い合わせ・書類提出先」にお問い合わせください。
- P6、7の「保障金額・保険料表」に記載の本人（在職者・退職者）・配偶者の保険料は概算保険料（月額）です。
確定保険料は申込締切後に算出します。

2. 個人保険加入コース

団体定期保険の特長の一つとして、「加入資格の喪失等により脱退される場合、2年以上継続して加入していた方は、所定の条件のもと新たな告知や診査を省略して第一生命の個人保険に加入できる（脱退時の年齢によっては、加入できない場合がある。ただし、加入できる保険は、第一生命所定の保険となる）」というお取り扱いがあります。

<注意点>

- 団体定期保険の制度脱退日の前後1か月以内に、個人保険の「申込書の提出」を完了する必要があります。
※1か月を過ぎると健康状態の告知・診査を省略して加入することができなくなります。
- 団体定期保険の制度脱退日までに個人保険の手続きを完了されることをおすすめします。
※個人保険の手続きの完了が団体定期保険の保障終了日の翌日（脱退日）以降になる場合、個人保険のお手続きが完了するまでは保障がありません。
- 健康状態の告知・診査なしで加入いただける保険金額は、現在加入の団体定期保険の保険金額の範囲です。
また、個人保険の取り扱い条件によっては、ご希望に沿う内容の取り扱いがない場合があります。
- 付加できる特約はリビング・ニーズ特約、指定代理請求特約、保険契約者代理特約のみです。

ご注意

- 制度脱退日の前後1か月以内に所定の手続きが完了した場合、その日付にかかわらず、団体定期保険の保障終了日の翌日（脱退日）から「責任開始期」となります（個人保険の手続きの完了が団体定期保険の保障終了日の翌日（脱退日）以降になる場合、個人保険のお手続きが完了するまでは保障がありません）。
- 個人保険（定期保険・養老保険）では、高度障害保険金の給付はありません。
- 自殺について個人保険の責任開始期から新たに個人保険の約款に基づく期間の「自殺免責」が適用されます。
よって、その免責期間に該当した場合、個人保険契約の死亡保険金のお支払いの対象とはなりません。

※加入できる保険種類については、表紙の「お問い合わせ・書類提出先」にお問い合わせください。

記載の内容は2024年2月時点の個人保険商品の概要を説明したものであり、契約にかかるすべての事項を記載したものではありません。個人保険加入コースのご検討にあたっては「保障設計書（契約概要）」など所定の資料を必ずお読みください。契約の際には「重要事項説明書（注意喚起情報）」「ご契約のしおり-約款」を必ずお読みください。

全員加入部分

加入資格のある方全員が加入する部分です。全員加入部分の加入に対して、不同意を申し出られる方は、表紙のお問い合わせ・書類提出先へ締切日までにご連絡ください。ご連絡のない場合は加入に同意いただいたものとして、加入手続きをさせていただきます。

個人情報のお取り扱いについては、「個人情報の取扱」を確認ください。

加入資格	表紙の「団体定期保険全員加入部分の加入対象となるグループ会社一覧」の役員・従業員（契約社員・長期パート・定年退職後の再雇用者は除く）
保障金額	死亡・高度障害保険金額 50万円
受取人	<ul style="list-style-type: none"> ・死亡保険金は被保険者の遺族（約款に定める順位の高い方（※）） ・高度障害保険金は被保険者本人 （※）P5の「受取人」に記載の【約款に定める順位】参照
保険料負担者	団体

別表1 高度障害状態（公的な身体障害者認定基準等とは要件が異なります。）

1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの
2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
3. 中枢神経系または精神に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
4. 胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
5. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
6. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
7. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
8. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

《備考》

I. 常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。

II. 眼の障害（視力障害）

(1) 視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。

(2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。

(3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は視力を失ったものとはみなしません。

III. 言語またはそしゃくの障害

(1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。

- ① 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込のない場合
- ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意思の疎通が不可能となり、その回復の見込のない場合
- ③ 声帯全部のてき出により発音が不能な場合

(2) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。

IV. 上・下肢の障害

「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で、回復の見込のない場合をいいます。

----- ここまでが契約概要（団体定期保険）となります -----